「神戸登山サポート店」制度実施要領

令和5年7月5日

神経観第230号(経済観光局長決定)

(目的)

第1条 この要領は、登山客の立ち寄りを快く受け入れ、おもてなしに努める事業者を「神戸登山サポート店」(以下「サポート店」という。)として登録し、事業者自らの取組みとあわせて、本市が広報を行うことでサポート店の認知の向上を図り、登山客にとって登山がより魅力的な体験となることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 サポート店として登録できる事業者は、神戸市内で営業する飲食店、小売店、宿泊 施設その他の店舗又は施設を営業するものとする。

(登録の要件)

- 第3条 サポート店として登録できる事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 登山客の登山前後の来店を快く受け入れ、おもてなしに努めることができること。
 - (2) 登山客が緊急にトイレを必要とする場合のトイレ利用を受け入れること。
 - (3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年3月条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(登録の手続き)

- 第4条 サポート店としての登録を希望する事業者(以下「申込者」という。)は、別に市 が指定する方法により、申込みを行うものとする。
- 2 市長は、前項の申込みが前条の要件を満たすことを確認できたときは、申込者をサポート店として登録し、その旨を様式第1号により申込者に通知する。

(登録内容の変更等)

第5条 サポート店は、前条による申込内容若しくは登録内容に変更が生じたとき又は登録の抹消を希望するときは、別に市が指定する方法により、速やかにその旨を報告するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、サポート店が第3条に規定する要件のいずれかを欠いた場合又はサポー

ト店として適当でないと判断した場合は、当該サポート店の登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項による取消をしたときは、様式第2号により通知する。

(市の役割)

- 第7条 市は、次の各号に掲げる取組みを行うこととする。
 - (1) サポート店にステッカーその他の広報啓発資材を提供すること。
 - (2) 市のホームページ又はその他刊行物等により、サポート店が実施する取組みに関する情報を広報すること。

(事業者の役割)

- 第8条 事業者は、次の各号に掲げる取組みを行うこととする。
 - (1) 第3条第1号及び第2号に規定すること。
 - (2) 市が提供する広報啓発資材を活用し、神戸登山サポート店制度及び関連事業の周知に協力すること。
 - (3) 市が実施するサポート店の取組みに関する取材及び調査に協力すること。

(事務の処理)

第9条 この要領に関する事務は、経済観光局観光企画課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、神戸登山サポート店制度について必要な事項は、 経済観光局長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年7月5日から施行し、令和5年6月15日から適用する。 附 則

この要領は、令和5年8月22日から施行する。

(公印省略)第 号年 月 日

登録認定通知書

様

神戸市長

あなたから 年 月 日付で申込みされました神戸登山サポート店の登録について、厳正なる審査を行った結果、下記のとおり決定しましたので「神戸登山サポート店」制度実施要領に基づき通知します。

記

神戸登山サポート店としての登録を認定しました。

留意事項:

「神戸登山サポート店」制度実施要領に記載の内容を遵守すること。

(公印省略)第 号年 月 日

登録取消通知書

様

神戸市長

あなたの神戸登山サポート店の登録について、厳正なる審査を行った結果、下記のとおり決 定しましたので「神戸登山サポート店」制度実施要領に基づき通知します。

記

神戸登山サポート店としての登録を取消しました。

取消理由:						
	あなたか	ら	年	月	日付で登録抹消の申込みがあったため。	
	「神戸登山]サ:	ポー	ト店」	制度実施要領の規定の違反があったため。	
	(違反内容	<u>ڊ)</u> _				
	その他					